

別紙

諮問第1561号

答 申

#### 1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「感染拡大防止協力金（第〇回、対象の休業等の期間：〇月〇日～〇月〇日）において、『全面休業をしていなかったことが確認されたため』との不支給通知が送達されたが、その裏付けとなる証拠資料の全て。対象：〇〇株式会社、住所：〇〇、申し込み番号：〇〇」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年10月30日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、特定の法人に関して行われた感染拡大防止協力金に関する審査の結果に関する請求であり、その存否を明らかにすることは、実施機関が決定した審査結果に係る事実の有無を明らかにするものであり、審査の結果を公にすることにより当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当するとして、条例10条に基づき本件開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで、本件非開示決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求は、令和3年6月11日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年9月1日に実施機関から理由説明書を、同年10月4日に審査請

求人から意見書を收受し、令和4年10月17日（第232回第二部会）から同年11月21日（第233回第二部会）まで、2回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 東京都感染拡大防止協力金に関する公表情報について

「東京都感染拡大防止協力金事務取扱要綱」（令和2年5月7日改正2産労総企第172号）6条2項では、協力金の支給に当たり「支給の前に、申請者の施設に係る屋号について、協力に係る謝意を示すため公表するものとする。」と定めている。

他方で、協力金支給申請の審査結果については、同条3項及び4項に基づき、申請事業者に対してのみ通知が行われ、公表はされていない。

したがって、公表される情報は協力金を申請したという事実にとどまり、協力金の審査結果に関する情報は含まれていない。

### イ 事業活動情報に対する当該法人等からの開示請求の取扱いについて

審査会が本件開示請求及び審査請求の内容を確認したところ、本件開示請求者である審査請求人自身が営む法人の特定の期間における協力金の不支給通知に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）について、情報公開制度に基づいて開示を求めるものであり、その情報の性質から審査請求人は、法人に係る事業運営上の支障等は何ら生じ得ないと主張している。

これについて、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）第7条第3号関係第2、1では、事業活動情報に対する当該法人等からの開示請求の取扱いについて、「本号は、法人等又は事業を営む個人の競争上等の地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を一律非開示とする趣旨である。したがって、開示請求者（この場合、法人等又は事業を営む個人）が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めていることから、本件開示請求につ

いては、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

ウ 条例7条3号の該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否に関する情報は、これを明らかにすることにより、条例7条3号に規定する当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものであると説明する。

審査会が検討したところ、本件請求文書が存在しているか否かを答えると、特定の法人に係る特定の期間において協力金が不支給となった事実の有無が明らかとなり、文書が存在する場合、当該法人の社会的評価を低下させることとなる。

そうすると、本件請求文書の存否を答えることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

よって、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条3号に該当する。

以上のことから、本件請求文書の存否について答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子